

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように制定する。

令和6年3月29日

札幌市長 秋元克広

札幌市規則第30号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(札幌市事務分掌規則の一部改正)

第1条 札幌市事務分掌規則(昭和47年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表1(14)都市局の表建築指導部の項建築確認課の目第10号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

(札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則(平成15年規則第4号)の一部を次のように改正する。

(1) 第15条の2第1項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第2項中「建築物環境配慮計画提出(変更届出)書」を「新築等建築物環境配慮計画提出(変更届出)書」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第2号に掲げる場合(同号イ(i)に掲げる届出を行う場合に限る。)において、当該届出により提出される建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。

以下「建築物省エネ法施行規則」という。)別記様式第22による届出書に記載された情報を本市が建築物のエネルギー消費性能等の公表のために使用することに同意するときは、同号に定める書類を添付することを要しない。

(2) 第15条の2第2項第2号イを次のように改める。

イ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(7) (イ)に掲げる場合以外の場合 建築物省エネ法施行規則別記様式第1による計画書の写し

(イ) 建築物省エネ法第19条第1項前段の規定による届出を行う場合 建築物省エネ法施行規則別記様式第22による届出書の写し

(3) 第15条の2第5項及び第6項中「建築物環境配慮計画(変更届出)書」を「新築等建築物環境配慮計画提出(変更届出)書」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第2号に掲げる場合(同号イ(イ)に掲げる届出を行う場合に限る。)において、当該届出により提出される建築物省エネ法施行規則別記様式第23による届出書に記載された情報を本市が建築物のエネルギー消費性能等の公表のために使用することに同意するときは、同号に定める書類を添付することを要しない。

(4) 第15条の2第6項第2号イを次のように改める。

イ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(7) (イ)に掲げる場合以外の場合 建築物省エネ法施行規則別記様式第2による計画書の写し

(イ) 建築物省エネ法第19条第1項後段の規定による届出を行う場合 建築物省エネ法施行規則別記様式第23による届出書の写し

(5) 第15条の2第6項第3号中「方法」を「評価方法」に改める。

(6) 様式4中「あて先」を「宛先」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」

を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、「別記様式第22」の次に「(別記様式第23)」を加える。

(札幌市建築基準法施行細則の一部改正)

第3条 札幌市建築基準法施行細則(昭和35年規則第33号)の一部を次のように改正する。

(1) 第6条第3項中「に規定する」を「の」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第11条第1項の」を「第2条第1項第3号に規定する」に改める。

(2) 第12条第1項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 政令第137条の12第6項又は第7項の規定による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定

(札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年規則第33号)の一部を次のように改正する。

(1) 題名を次のように改める。

札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

(2) 第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。